

法人県民税・事業税申告書の プレプリント発送を 見直します

愛媛県では、申告時期を迎えた法人の皆様に申告書や納付書の用紙をお送りしていますが、この度、電子申告の利用促進や行政コストの削減のため、一部の法人について、申告書の送付を取りやめさせていただく予定です。

対象

- ① 電子申告義務を有する大法人（※）
- ② e L T A Xにより電子申告を行った法人

現行	見直し後
申告書、納付書を送付	<u>納付書のみ送付</u>

※大法人の定義

→以下に該当する内国法人です。

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

時期

- 令和7年4月1日以後に開始する
事業年度に係る申告分から

※通常、R7.4.1～R8.3.31事業年度の予定申告分から
(令和7年10月頃発送分)

申告書・納付書の要否照会の実施について

申告書の発送を取りやめる対象法人以外の申告書及びすべての法人の納付書の送付について、ご協力いただける法人に対しては、送付を割愛させていただきます。

下記期間に送付する確定申告のプレプリントにおいて、申告書・納付書の要否照会を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

【要否照会実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日に送付する確定申告書のプレプリントに照会文書を同封

電子申告手続き等のご案内

愛媛県では、e L T A Xを利用して、インターネットによる電子申告、電子申請等の受付を行っています。また、電子申告とあわせて、電子納税もご利用いただけますので、是非ご活用ください。

- 複数窓口へワンストップで納税できます。
- ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジット納付などがご利用できます。

詳しくは、e L T A Xホームページをご覧ください。

➤ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

お問い合わせ先

下記の所管地方局まで、お問い合わせください。

- 東予地方局課税課 0897-56-1300
- 中予地方局課税課 089-909-8754
- 南予地方局税務課 0895-22-5211